

歴史サロン花畑 歴史講座「公文書が語る熊本の歴史」第5回

- 1 演題 「河内町役場文書」からみえる西南戦争
- 2 講師 西村 沙保里 氏(熊本市文化財課文化財保護主任主事)
- 3 日程 令和7年(2025年)1月28日(火)14:30~16:00
- 4 場所 桜の馬場城彩苑2階 多目的交流室

【講演録】

01.はじめに

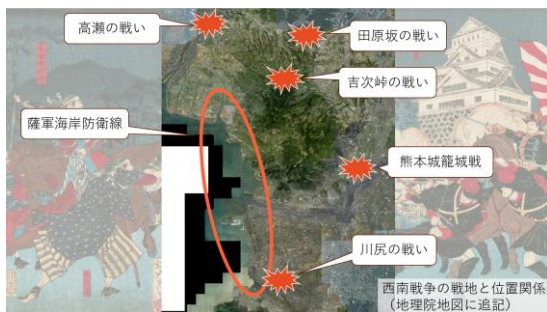
(1) 本講座の目的

熊本市で西南戦争と言えば、激戦地となった田原坂や熊本城が著名ですが、実際はそれ以外にも広い範囲が影響を受けています。その事実は官軍側が公式に出している記録や、薩軍側の生存者たちが出した『西南記伝』等の歴史書、徳富蘆花や石光真清のように西南戦争当時に熊本にいた人たちが残した文学作品などから確認することができます。

今回は地元に残る公文書という視点から『河内町役場文書』を素材に、当時の河内に住んでいた人々の実態を見ていきたいと思います。

(2) 先行研究『河内町史』が描く河内の西南戦争

『河内町史』によれば、河内周辺では海軍による薩軍への攻撃と、海上封鎖が行われていました(講座資料1 6ページ「年表1」参照)。対する薩軍は、三番大隊長・永山弥一郎らが中心になって有明海岸一帯の警備を行い、百貫石の北側、梅洞・塩屋・舟津・小川の港にかけては宮崎から派兵されてきた延岡隊が、今の熊本市西区の小島から緑川の河口・河尻付近にかけては同じく佐土原隊が守備していたと言われています。三番大隊には砲兵隊がいなかったため、薩軍は海軍の大砲に対して鉄砲で応戦していました。



左図は主要な戦いと、薩軍の防衛ラインを地図に落とし込んだものです。この防衛ライン周辺の海を海軍の艦隊が取り囲んで、薩軍と交戦していたと言われています。この海岸沿いの戦いにより、船津村小川内を中心に83戸が焼失、全半壊が河内村塩屋で50戸、船津村で17戸という建物が被害を受けました。

02.『河内町役場文書』について

演題にもなっている『河内町役場文書』について軽くご紹介します。『河内町役場文書』は熊本市指定の有形文化財で、河内町役場に保存されてきた旧河内村・船津村・白浜村に関する役場記録です。戸口・土地・村政町政・税務・財務・教育・兵事・勸業・衛生・災害・戦時に関する明治初期から昭和20年代までの記録が一括保存されていて、特に土地の所有や検地に関しては、宝暦14年から明治初年の地租改正関係史料を経て昭和初期まで続くものになります。

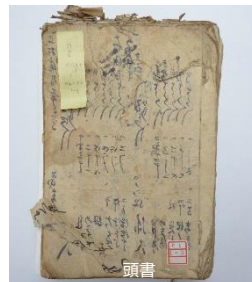
当時の村長たちの努力によって、町村合併や大戦時の危機を乗り越え、五千冊近い冊数がまと

めて保存されているというところが熊本県内でもほかに例を見ないということで、写真のような冊子状の文書群、4758 冊全てが一括指定を受けています。

平成元年 4 月 17 日に合併前の河内町で第 47 号有形文化財に指定をされ、合併後の平成 4 年に熊本市の文化財として歴史資料というカテゴリーで再指定をされました。今回はこの 4758 冊の中から、とある一つの史料に焦点を当ててお話をさせていただきたいと思います。



03. 今回使用する史料について



今回一番メインで使用するのは「明治十年士族面々変動始末書」という史料になります。その補足として次に使用するのが、目録上「頭書」という名前がついている史料になります。これは明治

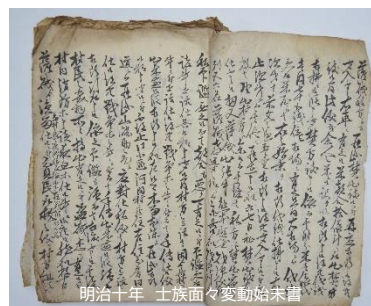
9年から10年の間に、当時の第二大区第七小区戸長役場に掲示されてきた布告や布達、県や国から降りてくる命令等の最初のタイトルだけを書き写した目次のような史料ですね。

さらに参考史料として印影簿を、これも『河内町役場文書』から持ってきました。ほかにアジア歴史文化センターから「熊本県諸達」、田原坂西南戦争資料館に実際に収蔵されている史料から「井上甚十郎始末書」を適宜紹介させていただきます。

04. 「明治十年 士族面々変動始末書」について

(1) 概要

まずこの史料を実際の写真で見てみましょう。左は和紙で、右の罫線紙の方は右と左のページで内容が違ってきます。これは元々の書類は見開き状態の紙に書いていて、綴るときに半分に折って冊子状にしているからなんですね。この一枚一枚の紙の数が、表紙を抜いて約 50 丁あります。



内容は、西南戦争のときに薩軍が熊本にしばらく滞陣していた間に、河内の船津村と呼ばれる地域の士族たちが一体何をしていたのか、それを具体的に記載して、今で言う警察、当時の警視隊、警視分署に提出をさせたものになります。簿冊の全員分の史料をまとめたものが講座資料3「士族面々始末書提出者一覧」です。

簿冊には同一人物の書類が複数あったり、誤字を訂正した箇所もいくつか、頭に「不用」と書き

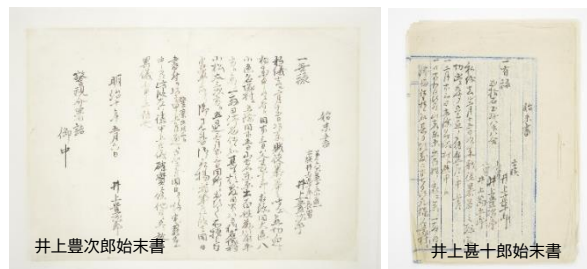
である書類も何通もありました。そういったところから、おそらく提出する前の下書きや、実際に提出した書類の控えなどを一冊にまとめたものではないかと考えています。

ではなぜこちらの書類が作られたのかと言いますと、「頭書」という史料の中に、明治 10 年 5 月 1 日付で警視出張所から出された命令書に、「^{ひとつ}一、今般当縣下士族方向ヲ誤り賊ニ與ミスル類其外共、五月十日限始末書区戸長奥印可差出トノ事」という一文がありました。熊本県の警視分署から河内船津村に対して、薩軍がやってきたことに対して方向を誤り、薩軍にくみした者がいないかどうかを調べて始末書を提出しろという命令が出ているわけです。

5 月 10 日までと言われているので、始末書の末尾の日付も 5 月にかなり集中をしています。しかし日付に統一感や法則性は特にないんですね。講座資料3「士族面々始末書提出者一覧」は表紙から近い順に1から番号を振っているのですが、日付と同様に人名にも法則性はなく、ばらばらに綴じてあるというのが一覧表を眺めただけでも分かっていただけるかと思います。ひょっとすると提出された文書が手元に來たのをそのまま綴じたのかと思われるような簿冊になっております。

提出先は全部警視分署と書かれています。しかも何通かには二本木警視分署と書かれていますので、今の河内の船津村というところは二本木にあった警視分署の管轄だったということが、この資料からも分かるかと思います。

また、『河内町役場文書』所収の「士族面々變動始末書」は冊子状ですが、熊本市文化財課所管の田原坂西南戦争資料館にある「始末書」というタイトルの史料は、左写真のように見開き一ページのもの、もしくは家族単位で一冊になっているものなんですね。士族の人たちの始末書が村単位でぎゅっと集まっていると、この「士族面々變動始末書」という史料の面白さがあるかなと思っております。さらに実は内容の変遷も追うことができるのも面白い部分で、こちらは後ほど説明をさせていただきます。



余談ですが、「頭書」という史料は明治 9 年から 10 年までの県や国からの命令書や法律をまとめたものだと紹介しましたが、実は明治 10 年 2 月 23 日から 4 月 24 日までは「布達等なし」と書かれているんです。つまりこの二ヶ月近くの間、河内戸長役場には県からの命令が何も来ませんでしたと。2 月 23 日と言えば熊本城総攻撃が始まった頃で、熊本県庁も転々として、その下にあった戸長たちの役場に対してはおそらくほとんど機能していない状態に陥っていたことが、その一文からでも十分分かるのではないかと思います。

(2) 始末書の内容

始末書の大まかな内容は、講座資料3の一覧表をご覧ください。全体に共通しているのは3点ありまして、一つ目は2月23日から24日、人によって日付のブレがあるので実際どちらだったかは分かりませんが、薩軍が自分たちの村に入り込んできたと書かれております。

二つ目が2月26日に軍艦による「砲発」があったということ。海軍による大砲の発射があったと書かれているんですね。これは実は海軍側の公式の記録にも残っております。講座資料2「史料編」の【史料一】『西南征討志』は海軍省が出した西南戦争の公式記録になります。

「春日鳳翔兩艦長、賊ノ鹽屋河内ニ屯聚スルヲ聞キ、來潮ニ乗シ進テ砲ヲ河内村ニ放ツ、午後

四時四十八分ヨリ六時十五分ニ及フ、砲彈數々賊ノ屯處ニ達シ皆破裂スト云フ」

ここが大砲を撃ったというところですね。1 時間半ぐらい打ち続けていて、撃った大砲が全部薩軍が集まっているところに落ちて全部破裂したと聞いたと。

このように 2 月 26 日に確かに河内に向かって大砲を撃ったという事実は、海軍側の記録とも照らし合わせることができるので、この船津村の人たちが 2 月 26 日に軍艦が大砲を放ったんですという供述と一致するところです。

三つ目に、ほとんどの人が自分たちの自宅から逃げて立ち退いた、立ち退き逃亡したということが共通して書かれています。詳細は一人一人の始末書を見ていく中で御紹介させていただきますが、これを見て分かることは、まず士族の人たちは何が怖かったかというところと薩軍じゃないんですね。軍艦から放たれた大砲が一番怖くて、自宅から離れてとにかく逃げろとそれぞれの場所に避難をして行きます。

避難先は講座資料Ⅰの 3 ページで表にしておりますけれども、『河内町史』附録地図にも落とし込んでみました。黄色のラインで示しているのが当時の船津村の範囲です。今の河内総合支所のあるあたりで、海側の地域ですね。

地図の南端、ぎざぎざで囲んだところが、海軍が大砲を放ったと公式記録にも書かれている河内塩屋。もう一つのぎざぎざが船津村の小川内で、ここも大変被害に遭ったと言われているところです。そしてほかの丸で囲んだところが、船津村の士族たちが逃げたと証言している地域になります。

これをさらに航空写真に照らし合わせると、被害の激しかった二つの地域に対して、高台もしくは山向こうに逃げ込んでいることが分かっていただけるかと思います。小川内のすぐ北側の丸は聖ヶ塔という地域で、地図ではわかりにくいんですが、ここも小川内からは一つ高いところになります。

海軍側の記録と合わせると、海側の地域というのは大変な被害を受けていたというのが分かってまいりました。一方でこのような記録から、海側から見てさらに山を越えた先や高台は被害が少なかったのではないかと推測されます。また、逃亡先を一覧にしてみると人の名前が結構出てくるんですね。船津村の小谷では末川喜八という平民の家に複数人が逃げ込んでいたり、遠方に逃げている人がいると思ったら知り合いらしき家であったり、地域の救済システムが機能していたことも分かる史料であると思っております。

(3) 各始末書の解釈

それぞれの人をピックアップし内容を深く見ていくとともに、古文書を見る機会があったときに注意すると面白いポイントもあわせてお話をさせていただきたいと思います。



○古屋又次郎の場合

古屋又次郎という方は始末書の中で3回登場します。表紙に近いほうから、ここでは仮に【史料二の一】【史料二の二】【史料二の三】と名前を振っております。この3つの始末書は分量に差があって、【史料二の一】が二枚半、【史料二の二】【史料二の三】が見開き1枚分だけの史料になっています。末尾の日付は【史料二の二】と【史料二の三】は5月7日付で、【史料二の一】だけが6月3日付。一ヶ月近く間が空いています。

加えて【史料二の二】の筆跡が違うように見えるんですね。一番共通する古屋又次郎という署



名の部分を並べてみると、【史料二の二】だけ字の雰囲気が変わっているのが分かっていただけるかと思います。つまりこの始末書のどれかは本人が書いたのではないかもしれない、少なくとも同じ人ではないかもしれないんですね。

さらに古屋又次郎の父、古屋倉次という方も実はこの始末書を提出していたので、署名を並べ

てみますと二人は非常に字が似ています。親子だから似ているのか、それともそもそも同じ人が書いたからなのか。署名の下に印鑑が打ってあるので、内容について本人が関わったのは間違いありませんが、同じ人が又次郎と倉次それぞれの書類を代筆したのか、息子が父のもしくは父が息子の代筆なのかはわかりませんが、こちらもどちらかは本人が書いたのではないのではということが分かるかと思います。

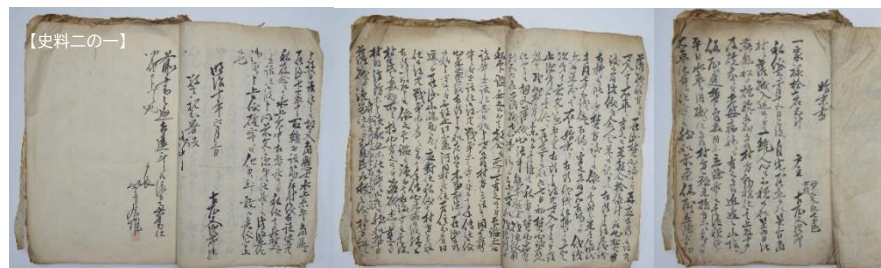


内容を詳しく見ていきましょう。講座資料2「史料編」に全部載せていますが、3つの又次郎始末書は分量だけでなく内容もとても違っています。一番詳しいのが【史料二の一】です。

「始末書、第二大
区七小区士族古
屋又次郎、家禄
拾七石五斗

私儀去ル二月十
五日已後自宅江

罷在候処、同 廿 三日当村江薩賊入込候二付者、一統人心も不穩候処、同廿六日比蒸氣船方
炮放ニ相成候間」



この蒸氣船というのが海軍の軍艦になります。

「村方動揺 仕、其上数十戸及 焼失候二付、老母病躰二も有之候間、近邊之山陰二仮屋、
建替之間、家内等立除居申候」

村が一斉に慌ててしまつて、お母さんを連れて山影に建てた仮小屋に逃げ込みましたと。

「其後穩之時分ハ平日水車ヲ内職に仕候間、村方之糧米搗方等ニ参り候二付、右車仕事ヲ
仕 居 申候」

この人は水車で米を搗くのを管理する仕事をされていたみたいですね。

「然 処 前条仮屋江立除居候 砌、薩賊私方江も罷越焚出致候二付、再応相断申候得共聞入
不申、右車ニ有之候米、都合拾俵計り取出、焚方致候間」

薩賊が勝手に自分の家に来て炊き出しを始めていたと書いているんですね。何回も断っても聞き入れてもらえず、米を勝手に取り出して炊いていると。

「此儀^も茂余人之米^{もって}二候^{あいはらい}ヲ以相断申候得共、代錢相拂候段申聞、焚方^{もういたし}致^{よって}申候、依而其時分米^{しはらい}壹俵代壹円七十五錢位も相場^に二有之候間、右相場^へ二而代錢受取、米屋江者右之始末ヲ相断代錢仕拂申候」

これは人の米だから勝手に使わないでくださいって説明をするのに、お金を払うからって言いながら炊き出しを始めてしまったということですね。仕方がないから当時の相場に照らし合わせて米の代金を受け取って、米屋にお金を納めに行っただと。

「右之次第者前文之通^は置^{じょうちょう}重相断申候得共、聞入不申候^{やむをえざる}二付不得止次第第二而、其俵^は二罷在申候^の処、六七日程焚出致、右人数者野出村之方江^へ参候而、其後者私方江焚出宿等も仕不申候」何回言ってもやめてくれないのでそのままにしておいたら、六、七日ぐらいたしたら、自分の家を勝手に使っていた薩軍の人たちが野出村のほうに移動したので、それ以降は薩軍の人たちに炊き出しや宿は許しておりませんということを言っているんですね。

「扱又薩賊出張中熊本懸士財津儀角列五六名、薩賊教導^の之様^に二而参居候^て処、財津列^は私方^{つかまつりくれ}印鑑無之候而者都合も悪ク可有之候^は二付、印鑑受取諸事世話^は仕^も呉^{とより}候様、申聞候間、村方^は之世話者固方^は居村之事^{ついては}二付世話仕候得共、戦争等之事^{できかね}二付而者、手伝仕候儀出来兼候段、相断申候^は処」

熊本藩士の財津儀角という人が引き連れてきた五、六名の人たちが、薩軍の道案内のような役割をして自分のところにやってきて、船津村にいる間、自分たちの世話をしてくれと頼まれたのだけでも、いやここは自分の地元だから村のことはやるけれど、戦争には協力しないよと又次郎は断ったわけです。

「左候^{さそうろう}て木留本陣^{まかりこし}方罷越、相断候様申聞候^{やむをえず}二付不得止、同小區河内村居住吉住萬房、同道二而罷越、山崎助之允江^は応對仕、私儀者村方^の之世話を仕候得共、戦争等之事^{ついては}二付而者、手傳出^{ついで}来兼候^は段、絶而相断引取申候、依之印鑑も絶而者相渡不申候、其後村民之家物所々持出有之候^た二付、盜賊之恐も有之候^た二付、村内消防等申談、夜廻等仕候事^は二御座候」

わざわざ木留の本陣まで行って戦争の手伝いはできませんと断って、それでいても村の中で盜賊が出るかもしれないということで、村の夜回り等を始めるわけです。

「然^り処数十日薩賊^{りょうどめ}方漁留仕候^{くみがしら}二付、貧民取救之儀ヲ村方組頭等申談、世話仕申候(○当村之儀者漁師勝二而糧米等不懷難渋仕候間)」

この船津村は漁師が多いのに、薩賊が漁に出るなど船を止めてしまうので、みんな食べるものに非常に困っている。だからそのような人たちを救済するために動いておりましたと。

「扱又、当懸士水上素平、当區江罷越七小區中^{とりまとめ}取纏、世話筋取計之儀、相談仕候^{そうらへども}へ共、私存念^ばを者水上意中相替居候^だ二付、私儀者居村丈^のケ之世話仕候段、申同前文之次第第二仕居申候」

ここで話題が変わります。水上素平という人が 7 小区を取りまとめて世話をしようよと声をかけてきたけれども、いやうちは自分の村だけのことでいいのでと断っているわけです。

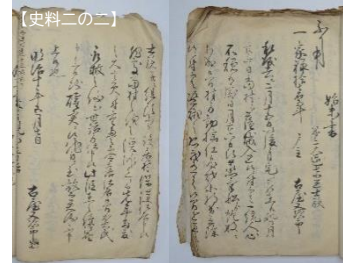
「此段^{ありのまま}在之^は俵御届ケ申上候儀、確實二候、他日^{あえて}二至り敢而異儀^{もうしあげず}不申上候也 明治十年六月三日 古屋又次郎(黒角印)

前書^の之通相違無^{これなき}之候依而奥書仕聞届申候也」

最後に戸長の笠房雄という方が、古屋又次郎の証言は間違ってませんと証明文を書いてくれているわけです。これが6月3日、一番新しい日付で出された始末書ですが、その前に古屋又次郎がどのように書いていたかは【史料二の二】と【史料二の三】の部分です。

まず【史料二の二】は、「始末書」というタイトルが書かれた後に「不用」と書いてある史料になります。冒頭は【史料二の一】と一緒に、

「同月廿六日^{ごろ}比、蒸気船^{ついで}方^は炮放^のニ相成候間、村方動揺仕家財^{これあり}等^{ならびに}持出立除候二付而者、盜賊之恐茂有之候間、近辺之^の士族并ニ組頭等申談、居村保護仕居申候、然処^は当村之儀者漁師迄^に而先年兩度之^の大由免二付重畳零落仕居候間、貧民取救^{ありのま}之儀を世話方仕申候、此段在之儘御届申上候儀、確實ニ候」

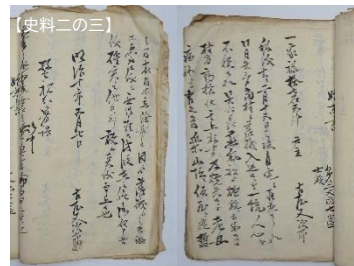


と、内容はかなり薄くなっています。

【史料二の三】も同じ5月7日付で、前半は大体同じような供述です。ところが、

「家内等立除居申候、固^{もとより}方薩賊之印鑑等受取候儀も無御座候」

急に印鑑の話が出てきます。こちら【史料二の一】に比べると内容が薄いですが、この異なる内容をどのように考えるべきかと。

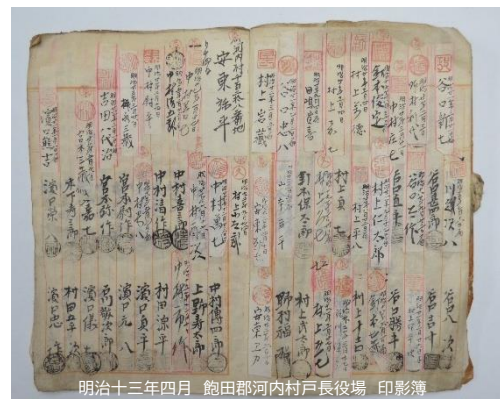


【史料二の二】は頭に「不用」とあるので、おそらく実際には提出しなかった没文書だろうと思われます。時系列に落とし込むと、まず【史料二の三】を警視分署に提出して、最終的に6月3日の日付で【史料二の一】を作成したのではないかと考えました。

実はこの古屋又次郎は『河内町史』にも登場します。その部分を読むと、又次郎の動向はかなり官軍側に警戒をされていたらしいんですね。又次郎本人と父倉次、この後お話しする高田礎門と田中平蔵、吉住萬房という人たちは、6月に一度逮捕されたと書かれています。この逮捕を受ける前後ぐらいに、ひょっとしてこの【史料二の一】は作られたのではないかと。

さらにこの古屋又次郎はこの始末書を提出するだけでは終わらなくて、先ほどの「頭書」という史料によると、7月4日に警視出張所から、7月24日には父倉次と一緒に裁判所から、8月7日には単独で裁判所から呼出しを食っています。古屋又次郎のようにほかの人と違う行動をしていた士族の人たちは、警視分署からも裁判所からも入念な取調べを受けていたというのがよく分かります。

もうひとつこの史料の興味深い点として、印鑑、印影の話をしていきます。【史料二の一】で薩軍の道案内を務めていた財津儀角が、古屋又次郎に自分たちの世話をしてほしい、そのためには君の印鑑が要るんだと言っていました。又次郎はわざわざ木留の本陣まで行って、協力と印鑑を渡すことを拒否しています。今の感覚では認印などいくらでも偽造し放題だと思うかもしれませんが、実は当時の印鑑は印影簿という形で管理をされていました。今で言うところの実印のような形で、この印鑑が押してあれば間違いなく



この人が関わっているということが照らし合わせると分かってしまうんですね。印鑑・印影を渡すことが当時どれだけの効力を持っていたのか、その社会的影響力を考察するのも非常に良い史料であると思います。

○高田礎門の場合

高田礎門の始末書は 2 通です。そのうち【史料三の一】は頭に不用と書かれています。こちらが没になって、改めて【史料三の二】が書かれたのでしょう。【史料三の一】傍線部には、

「萬事^{ばんじ}関係^{つかつらず}不^{もつぱ}仕、専^{いづかたへも}ら村方窮民取救等之儀を世話^{もうさず}仕何方江茂罷越不申候」

自分は薩軍には何も関係ありません。ずっと自分のいる村の貧民救済をしておりました。どこにも行っていませんと書いてあるんですね。これが【史料三の二】では、

「折々^{たちのきどころ}老人共立退所迄罷越^{のほか}之外、他所等も不仕、諸事ニ関係不仕罷在候」

村の年配の人たちが避難していた場所に時々見に行っていたと表現が変わっています。つまり高田礎門が行っていた「村方窮民取救之儀」が、具体的に書かれているわけなんですね。

古屋又次郎の【史料二の二】にも「貧民取救之儀を世話方仕申候」という文言がありました。こちらと同じく「不用」となっていましたので、「貧民取救之儀」という漠然とした表現でなく、具体的に何をしたかを書かなければ書類として通らなかったのかなと考えているところです。

○村上義雄の場合

村上義雄始末書も 2 通あって、まず【史料四の一】のところから紹介させていただきます。第一大区小七小区、現在の浄行寺あたりから子飼・竜田口のあたりに母親がいたので 19 日に見舞いに行ったら、城下町が焼けていたので驚いて、母を安全な場所に避難させ、消防の手伝いをしました。24 日にやっと船津村の自分の家に帰ってきたら、26 日の海軍大砲に巻きこまれましたという供述になっています。母親が浄行寺あたりにいる理由の裏取りはできていないんですが、西田廣規宅が実家と書かれているので、おそらく村上は船津村に養子にいらっているのではないかと考えております。

【史料四の二】は非常に細かいです。前半の内容は似ています。しかし途中、明らかに【史料四の一】と違うところが、

「四月上旬當縣士族水上素平ナル者、當小区^{ちんぶそうちょうの}鎮撫惣長之名唱^{にて}ニ而、集會之廻章差廻候得共、病氣ニ託シ罷出不申候」

この水上素平は古屋又次郎の始末書にも出てきました。村上の証言によるとこの水上素平は鎮撫隊の惣長だと書かれています。鎮撫隊とは薩軍が地域の治安維持のために設けた部隊で、この水上素平は鎮撫隊の七小区担当の人だったということですね。そこから集会のための手紙が回ってきたけれど病気を理由にできなかったと書かれています。

「且菊池郡正観寺村居住林正直方江實母立除居候ニ付、見舞^{もうしたく}ニ罷越^{きよそんないにおいて}申度、於居村^{ごう}内四月六日比河内村居住吉住萬房、竹迫郷鹿ノ水村小山門喜潜居所迄用事^{にて}ニ而、罷越候間、幸ノ事ニ付同道仕、同人方江立寄申候處^{ところ}、菊池方戦争中ニ而通行出来兼候起ニ付、小池村ニ一泊仕、翌七日歸村仕致」

村上義雄は【史料四の一】では「始終潜居罷在候」どこにも出かけませんでしたって言っているの

に、【史料四の二】の供述ではあちこち出かけているんですね。菊池の母のところに行きたいと思っていたら、吉住萬房が竹迫まで行くと訪ねてきたから同道したら、菊池は戦争になっているから行かない方がいいと言われ仕方なく別の村に泊まって帰ってきたという内容になっています。まるで【史料四の一】とは真逆の印象です。

この【史料四の一】は、水上素平との関わりと、戦争中に自分の村から出たという一種怪しげな行動を、警察の人たちに勘繰られないためにわざわざ伏せて書いて提出しようとしたのではないかと考えられます。それがおそらく見つかってしまって、改めて【史料四の二】を書かされたのではないのでしょうか。

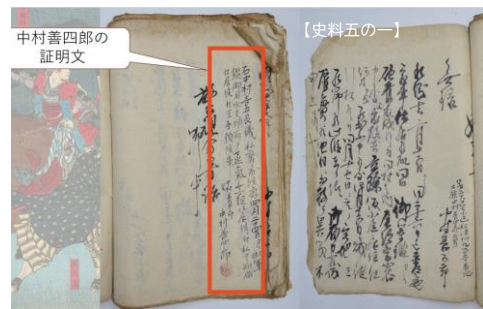
ちなみに村上義雄の母親は、今の浄行寺から菊池に移動していますが、熊本市内の戦争真っ只中の地域から菊池方面へ逃げている人は結構多かったのも、おそらく戦禍を逃れるための疎開であろうと思います。

○中村善五郎の場合

ほかの始末書に比べるとイレギュラーです。始末書自体は1通ですが、この後も2回名前が出てきます。まずは【史料五の一】は中村善五郎自身の始末書で、薩軍が来たときに私はこういうことをしていましたと申し述べている史料ですね。そして中村善五郎の署名の後、

「右中村善五良儀私ニ男ニ而候處、四月二十四日
ヨリ御軍鑑御用水夫頭取ニテ蒸気乗組仕居候ニ
付、私ヨリ御届仕居候付宜奉願候事」

父の中村善四郎が、善五郎は4月24日から軍艦に乗り始めてしまったので、この内容については私が代わりに届け出ますと書いています。提出時期に地元になかったということですね。



ちなみに善四郎の証明文には「善五良」と書かれてあるんですが、ほかの部分では「善五郎」で「郎」の字が使われています。当時は漢字の表記は読み方が合っていればいいという感覚がありました。略して漢字の左の偏の部分しか書かないという場合もあり、人物としては同じで表記が違うという一例ですね。

この善五郎がその後どうなったかといいますと、表紙の上からの順番で番号を振っているのが前後しますが、【史料五の三】二本木警視分署から第二大区七小区の戸長中に宛てられた手紙に、中村善五郎たち4人が取調べ済みの印鑑を取りに来ないので受け取りに来いと指示されています。これが8月14日。【史料五の二】はそれを受けて、8月16日に戸長から二本木の警視分署に対し、間違いなくこの人たちに連絡をしましたよと返された書類です。ここで吉住延房と田上貞齊の二人は今回は行けないという旨が書かれているんですが、中村善五郎ともう一人については記載がありません。しかもすでに取り調べも受けているという前提なので、おそらく善五郎は8月以前には地元に戻っていたのではと考えています。

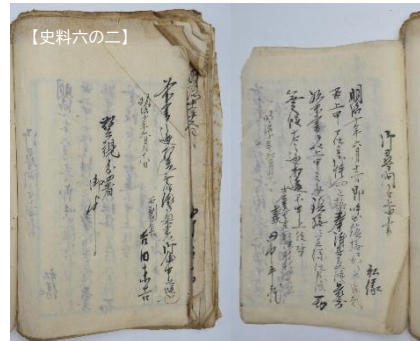
後で説明をしますが、この始末書を提出した人たちが実際に取調べを受けたのは、おそらく6月中と考えられますので、その頃にはもう中村善五郎は帰ってきていて、取調べを受けて、でも取調べ済みの印鑑を受け取り損ねて改めて呼出しをされているのではないかと思います。

○田中平蔵の場合

この方は始末書は1通しかないんですが、この始末書の後に上申書という史料が存在しています。
【史料六の一】が始末書、【史料六の二】が「御尋問^{につき}二付上申書」という史料になります。

【史料六の一】だけを見ると、ほかに紹介した人たちと比べても至って普通です。それがなぜわざわざこの上申書という史料があるのかは、【史料六の二】末尾、内容を証明する戸長の名前のところを見てください。「石州戸長」と書いてあります。石州は石見国、今の島根県です。

【史料六-参考】5月17日付発令の「番外甲第四十三號」では、ざっくり言うと、士族は取調べが終わるまで旅行をするなど書いてあります。こちらの史料はアジア歴史センターで原本のデジタル画像を無料公開(Ref.C09083454100)しています。「頭書」によるとこれが河内の戸長役場に届いたのが5月20日で、タイムラグがありますね。ほかに「頭書」6月10日に「田中平蔵調済印章持参二本本文書へ出頭の達」という記載がありますが、田中平蔵の上申書では6月12日に「御呼出」となっています。



時系列をただと、【史料六の一】の始末書には「五月」としか書かれていませんが、田中平蔵はおそらく締切りの5月10日までに始末書を提出、その後で取調べを受け、5月20日に戸長役場に届いた旅行禁止命令が出るまでの間に石見国に行ってしまうと、6月10日に田中平蔵を出頭させろという連絡が役場に来て、田中平蔵本人には6月12日に連絡が届き、【史料六の二】の上申書だけが返ってきたという流れなのかなと考えております。

05.まとめ:西南戦争の実態

船津村に居住していた士族の方たちの多くは、薩軍が入ってきたからではなく、2月26日の海軍の大砲に驚いて逃げていました。避難した先は高台や山の上、海から山を隔てた向こう側の村などでした。提出された始末書もしくは上申書が持つ趣旨は、地元の人が薩軍への関与を強く否定し、加担していないことを表明するというのが大きな内容になっていると思います。

始末書の時系列から、5月に始末書を個々から提出させ、6月中に警視分署や裁判所で尋問をして裏取りをし、取調べが終わったものには取調べ済みの印鑑を警視分署から渡し、その印鑑をもらったものは旅行に行くことが可能になるという一連の流れを追うこともできました。

ただ最初の古屋又次郎など一部士族の人たちは、始末書を提出し取調べを受けた後も、度々警視分署や裁判所から呼び出しをされているんですね。それらの事実から、この始末書の内容をそのまま鵜呑みにするのは危険な史料なのかなと思っております。

私も文献を扱う、歴史を勉強してる人間がまず最初に教わるのは、こういった古文書文献は嘘をつくということを頭に置いて、一つの史料を鵜呑みにせず周りの史料と突き合わせて本当に正しいかを評価しなさいということなんですね。この始末書という史料はまさに嘘をつくというか、都合の悪いことを隠そうとしているのがよく分かる史料かと思っております。

06.おわりに

今回の講座では熊本市に残る公文書『河内町役場文書』を素材にして、西南戦争当時の士族たちの様子を概観していただけたかと思います。始末書の中には同一人物でも内容が大きく変化している史料や、筆跡が異なっている史料が混ざっていることが今回の調査で分かりました。これらは始末書がつくられた経緯や作成する過程、具体的な内容をどのように解釈すべきかを考えることにつながり、文献史学上かなり重要な意味を持つ史料ではないかと考えております。

またその筆跡が異なる、書いているのが本人ではないと推察される史料は、当時の行政文書作成手法の再評価にも重要な部分かと思います。戸長役場には書記的な仕事をしている人もいましたので、聞き取りした内容を書記が書き起こして、内容を本人が確認して印鑑を押すというような役場的なプロセスがあったのではないかと、当時どのような手順を経て書類が作られていたのかの考察にもつながります。

あわせて普通の公文書ではあまりないことですが、この簿冊には一度没になった史料までも綴じ込まれておりました。当時の戸長たちが「不用」と書かれた文書を残しておこうと思った意図、何かに使うかもしれないと思ったその「何か」を考える上でも面白い史料だと思います。『河内町役場文書』だけで4758冊ありますが、今後周辺史料と比較することで、当時の人々の考え方や思いがより分かるようになってくるのではないかと考えております。

(文責:熊本市歴史文書資料室)